

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	島根県立大学授業料等軽減事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響により経済的に修学が困難となる学生の修学継続を図るため ②学生に対する授業料減免に係る経費を補助 ③対象者 学生25人 ・年収300万円～380万円世帯:780千円 ・年収381万円～590万円世帯:3,044千円 ・前期と後期で年収区分変更世帯:491千円 ④公立大学法人島根県立大学の学生 ※交付先は公立大学法人	R7.4	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立大学法人島根県立大学運営支援事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰の影響による県立大学の費用負担の増大に対する支援のため ②大学の標準経費のうち、物価高騰(光熱費)分について補助 ③R5年度実績額-R3年度実績額= 29,823千円 ④公立大学法人島根県立大学	R7.4	R8.3
8	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	私立学校教育条件維持向上事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰の影響により経済的に修学が困難となる生徒の修学継続を図るため ②生徒に対する授業料減免に係る経費を補助 ③300千円(1校あたり補助見込み額)×5校(制度利用見込み校)=1,500千円 ④私立専修学校(専門課程)の生徒 ※交付先は私立専修学校	R7.4	R8.3
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校経営健全性確保事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①私立専修学校等における法人負担の軽減のため、エネルギー価格・物価高騰により増高した光熱費について、設置者に対して補助を行う。 ②光熱費の増高分(光熱費単価のR3年同月比増加額×使用量) ③以下により算出した金額を各校積み上げ ・基本料金単価増加分×月ごとの契約電力×補助率 ・変動費単価増加分×月ごとの電気使用量×補助率 ・灯油代単価増加分×月ごとの灯油使用量×補助率 (補助率:中学・高校・専修学校高等課程10/10、専修学校専門課程1/2) 計39,248千円 ④学校法人タプチ学園外22法人(27校)	R7.4	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校経営健全性確保事業(エネルギー価格・物価高騰対策・燃料費増高)	①私立高校に通う生徒や保護者の経済的負担の増大を防ぐため、エネルギー価格・物価高騰により増高した通学用スクールバスにかかる燃料費について、学校法人に対して補助を行う。 ②燃料費の増高分(軽油等小売価格のR3年度同月比増加額×軽油量) ③各校の実績見込額を積み上げ 実績額は月ごとのR3年度同月比増加額×使用量により積算 計 2,621千円 ④学校法人江の川学園外2法人(3校)	R7.4	R8.3
11	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県営建物維持管理費(エネルギー価格・物価高騰対策)	①物価高騰による調達価格の上昇に対応するため、施設管理業務を一元的に実施するために要する委託費のうち、物価高騰により増高した労務費に対応 ②施設管理の委託費 ③R7年度施設管理経費-R5年度施設管理経費 124,887千円 ④施設管理事業者	R7.4	R8.3
12	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	光熱水費高騰対策費(エネルギー価格・物価高騰対策)	①特別支援学校や社会福祉施設、運転免許センター等、直接住民が利用する機会が多い施設について、原油価格・物価高騰の影響がある中で、県民の安全や安定した施設利用できるよう対応。 ②光熱費 ③R7年度見込み額-R5年度予算額=326,805千円 ④県立学校、特別支援学校、水産練習船、県立図書館、県立高等看護学院、警察施設等	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貨物自動車運送事業者に対する燃料費緊急支援事業	①燃料費高騰の影響を受ける貨物自動車運送事業者に対して応援金を支給 ②貨物自動車運送事業者への応援金 応援金支給に係る事務費 ③応援金69,468千円 【普通・小型貨物自動車】 50台以上保有事業者 700千円×16社=11,200千円 50台以下保有事業者 14千円/台×4,162台=58,268千円 【軽貨物自動車】 4千円/台×1,146台=4,584千円 事務費3,430千円 ④県内貨物自動車運送事業者	R7.4	R8.3
14	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策事業(外郭団体等光熱費等高騰分)	①直接住民の用に供する施設について、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中でも、施設の円滑な管理・運営が継続できるよう、運営費を支援。 ②外郭団体の委託費等(光熱費高騰相当分、人件費増嵩分等) ③R3年度実績とR6年度の差額 286,332千円(うち補助対象外経費20,775千円) ④県内21施設	R7.4	R8.3
15	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策事業(指定管理施設光熱費等高騰分)	①直接住民の用に供する施設について、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中でも、施設の円滑な管理・運営が継続できるよう、光熱費等の増嵩分、人件費の増嵩分等に対応。 ②直接住民の用に供する施設の光熱費、人件費、施設維持管理費等(高騰・増嵩相当分) ③R3年度実績とR6年度の見込の差額 539,217千円 ④県内24施設	R7.4	R8.3
16	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①電気料金等が高止まりする中、国の補助事業(農業水利施設省エネルギー化推進対策事業)の令和7年度の支援継続が行われないことから、農業者の負担を軽減するため、農業水利施設に係る電気料金の高騰に対し支援を行う。 ②補助対象への補助金(対象期間:4~5月) ③令和2年から令和6年の平均電気料金と令和7年の電気料金を比較した際の高騰分×1/2 電気料金高騰分見込み=9,200千円 交付金:9,200千円×1/2=4,600千円 ④対象者:土地改良区、水利組合 対象施設:電力を使用している農業水利施設	R7.4	R8.3
17	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	中核的な経営体を目指す自営農者確保対策事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰対策のため、光熱水費や物財費等の生産コストの削減につながる農業機械等導入の費用を補助する。 ②省コスト・省エネルギーにつながる農業機械等の導入に係る補助金 ③補助金 50,000千円 ④県内認定農業者	R7.4	R8.3
18	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業制度資金融資事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けた農業者を支援する資金について、公庫資金(農業分野)を借り入れている者に限り、融資期間中の信用保証料を全額補給することで借入にかかる負担を軽減し、経営継続に必要な資金の確保を支援する。 ②①の対象者の信用保証料補給金 ③信用保証料補給額 1,842千円(対象見込み20件、保証料率0.20%) ④当該資金を借り入れている者のうち公庫資金(農業分野)を借り入れている農業者	R7.4	R8.3
19	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業(R6国補正分)	①エネルギー価格・物価高騰等に直面する林業事業者を支援するため、事業者の省エネ機器、施設等の導入を支援する。 ②経営コストの削減等に寄与する省エネルギー・省コスト機器等の導入経費支援 ③補助率1/2、上限15,000千円 (タワーヤーダ及びチップパーは上限30,000千円) 原木生産【40,500千円】 ・原木生産機器 78,000千円×1/2 ・再造林機器 3,000千円×1/2 苗木生産【3,500千円】 ・コンテナ苗木生産資機材 7,000千円×1/2 木材流通加工【36,000千円】 ・品質管理の向上、効率化機器 2,000千円×1/2 ・木材流通加工施設 70,000千円×1/2 ④林業事業者、林業公社、苗木生産者、木材流通加工業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
20	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家臨時経営支援事業(R6国補正分)	①配合飼料費高騰を踏まえ、畜産経営への影響が懸念されるため、畜産経営の継続と経営改善に取り組む畜産農家を支援 ②配合飼料の農家負担額の一部を助成 ③配合飼料の農家負担額(県内農家への平均販売実績額から配合飼料価格安定制度の補填金を除いた額)から、70,000円(令和5年度の実質農家負担額相当)を控除した額を交付単価とし、畜種毎に定める配合飼料の給与量と成畜の飼養頭羽数に応じて計算される額 1期分:165,671千円×3期分=497,013千円 ④令和8年度も経営を継続する予定の農家、配合飼料(自家配合を含む)を500kg/月以上利用することが見込まれる畜産農家で、耕畜連携による国産飼料(自給飼料含む)の利用拡大に取り組む農家、令和5年度の国産飼料利用実績に対して、令和6年度の実績が増加している農家で、令和7年度も更に利用を増やす計画がある農家	R7.4	R8.3
21	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	県産水田粗飼料利用拡大推進事業(飼料費高騰対策)	①飼料費高騰を踏まえ、県産粗飼料利用を拡大・定着させるため、畜産農家が耕種農家との連携を図る取組(ほ場の確認による収穫適期判断の助言、雑草・土砂の混入軽減対策、飼料品質や採食状況等の情報提供、次期作付計画の提案等)を支援 ②畜産農家の利用拡大に係る取組経費の一部を助成 ③畜産農家の取組支援 21,950t分=168,000千円 飼料分析費用支援 100検体分(助成単価8千円)=800千円 マッチング活動支援 20地区分(助成上限100千円)=2000千円 ④畜産農家、JAしまね	R7.4	R8.3
22	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	種苗生産省エネ機器等導入緊急支援事業	①電気代、燃料代、餌代の高騰などにより種苗生産(中間育成)施設での経費が増加していることから、経費軽減対策を実施し、種苗販売単価への転嫁を抑え、漁業者負担を抑制する。 ②種苗生産(中間育成)に用いる機器類の導入費の一部を支援 ③・送水ポンプ 6,000千円×1=6,000千円 ・取水ポンプ 3,000千円×1=3,000千円 ・冷却器 2,000千円×1=2,000千円 合計 6,000千円+3,000千円+2,000千円=11,000千円 支援額 11,000千円×1/2(補助率)=5,500千円 ④江川漁業協同組合、高津川漁業協同組合	R7.4	R8.3
23	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産省エネ・省コスト機器等導入緊急支援事業	①燃料代や資材の高騰により経費が増加していることから省エネ・省コストに資する機器等の導入を支援し、漁業経営の体質強化を図る。 ②省エネ・省コスト機器や漁具等の取得 ③2,000千円×30件=60,000千円 ④認定漁業者、認定新規漁業者、法人、任意団体等	R7.4	R8.3
24	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業融資対策事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①原油価格・物価高騰により経営の安定が困難となる漁業者に対して信用保証料を支援し、漁業経営の安定化を図る。 ②原油価格・物価高騰対策資金の信用保証料補給金 ③信用保証料補給額:2,725千円(融資枠250,000千円、保証料率1.09%) ④全国漁業信用基金協会島根支所	R7.4	R8.3
25	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策事業(地域における需要に応じた生産の仕組みづくり支援)	①転作作物の生産を拡大するにあたり、エネルギー・物価高騰により資材等のコスト増加が障壁となっているため、需要と結びついた作物生産や耕畜連携のしくみづくり、セーフティネット加入促進に取り組む地域協議会の活動を支援 ②作物転換等を促進するための活動費 ③補助率1/2以内、4,000千円(1協議会当たり上限額500千円) ④地域農業再生協議会	R7.4	R8.3
26	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策事業(水田作付転換支援)	①エネルギー・物価高騰による資材等のコスト増加への対策として、国へ応募し、ポイント制により不採択となった場合に県が独自支援を行う。 ②転換作物の低コスト生産等の取組面積に応じた支援 ③国事業で不採択となった場合のみ支援対象とし、単価は国事業の1/2 ④1件あたりの必要額:過去3カ年県支援額平均2,539千円/2件(過去3カ年県支援件数平均)=1269.5千円 ⑤過去3カ年国支援件数平均:5件 ⇒④×⑤=6,348千円 ④地域農業再生協議会	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
27	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	エコライフ推進事業	①原油価格高騰に伴う電気料金の高止まりや電力需給の逼迫が起きていることから、家庭におけるエネルギー供給源の多様化とエネルギー自給を図るため、再生可能エネルギーの設備導入を支援 ②各家庭における住宅用太陽光発電、蓄電池、木質バイオマス熱利用設備、太陽熱等利用設備の導入経費 ③総事業費:市町村要望額の積み上げ ※うち33,020千円に交付金を充当 県単価:住宅用太陽光7千円/kW(上限4kW・28千円) ただし、市町村が10千円/kW以上の上乗せ補助を設けている場合は県単価7千円/kWを15千円/kW(上限4kW・60千円)に増額 住宅用太陽光の蓄電池(上限50千円/件) 木質バイオマス熱 市町村補助の1/2以内(上限150千円) 太陽熱等利用設備 設置費用の1/3以内(上限200千円) ④生活者(市町村を經由)	R7.4	R8.3
28	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(R6国補正分)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている、県内製造業者の生産プロセスの変革による収益確保のために必要な設備投資等を支援する。 ②生産プロセスの変革による収益確保のために必要な設備投資等 ③・補助金:270,000千円 補助率1/2(小規模事業者2/3) 10,000千円/件×27件=270,000千円 ・事務費:5,000千円 ④県内中小製造業	R7.4	R8.3
29	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギーコスト削減対策緊急支援事業(R6国補正分)	①原油・物価高騰によりエネルギーコスト上昇に伴う企業の生産コスト上昇に対応するため、企業のエネルギーコストを削減する取組を支援する。 ②省エネルギー・省電力に資する設備等の導入費 ③・補助金:250,000千円 補助率1/2(小規模事業者2/3) 2,500千円/件×100件=250,000千円 ・人件費(会計年度職員):3,493千円 ・事務費(派遣職員):6,408千円 ④県内中小製造業	R7.4	R8.3
30	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	相談支援体制機能強化事業(エネルギー・物価高騰対策)	①原油価格・物価高騰の影響により、経営状況が厳しい県内事業者への積極的な経営支援や各種補助金事務の円滑な対応ができるよう商工団体の体制を強化し、県内事業者の事業継続を支援する。 ②人件費、セミナー開催費等 ③ 83,874千円 5,991千円×14名=83,874千円 ・単価 配置職員1人あたり5,991千円 (うち人件費5,349千円、事務費642千円) ・配置職員数 各商工会議所 原則1名 (小規模事業者数が3,000を超える松江、出雲は1名加配) 県商工会連合会 4名 ④事業の対象:商工会議所(8か所)、島根県商工会連合会	R7.4	R8.3
31	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業団体経営基盤緊急強化事業(原油価格・物価高騰対策)	①組合や団体を対象に、原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている中小企業者のコスト削減や生産性向上のための設備投資等を支援。 ②設備導入費、設備更新費、ソフトウェア導入費、専門家指導費、調査費等 補助率:1/2(団体の構成員の2/3以上が小規模事業者:2/3) ③ハード事業 20,200千円×3事業=60,600千円 ソフト事業 4,200千円×6事業=25,200千円 ④県内の事業協同組合等	R7.4	R8.3
32	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業(原油価格・物価高騰対策)	①原油価格・物価高騰の影響を受ける中、飲食、商業及びサービス業の事業者が取り組む新事業の展開による収益確保のために必要な設備投資等を支援。 ②設備導入費、設備に関連する備品費、施設改修費等 補助率:1/2(コロナ資金利用事業者2/3)、上限:2,000千円 ③補助金額 1,100千円(R6申請額平均)×50件=55,000千円 事務費 5,000千円(実施機関職員旅費470千円、広報費3,400千円、通信運搬費150千円、備品費400千円、借損料200千円、消耗品費200千円、予備費180千円) ④県内中小企業 飲食・商業・サービス事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
33	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業(R6国補正分)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける中、飲食、商業及びサービス業等の事業者が取り組むエネルギーコスト削減のために必要な設備導入等を支援。 ②省エネルギー・省電力に資する設備等の導入費 補助率:1/2(コロナ資金利用者2/3)、上限2,000千円 ③・補助金:552,400千円 補助金額 500,000千円 (補助金1,000千円(R6申請額平均)×500件程度=500,000千円) ・事務費(民間業者へ申請書等の形式審査等事務の委託)52,400千円 ・事務費:3,738千円(人件費) 計556,138千円 ④県内中小企業者(飲食・商業・サービス業等)	R7.4	R8.3
34	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校給食費緊急支援事業(米価高騰対策・当初分)	①公立小・中学校の学校給食について、給食の質を維持して提供できるよう、主食費である米の価格上昇分を県が市町村に対し支援 ②給食の主食である米価の一人あたり上昇分に充当 ③小学校:72,000千円 中学校:51,000千円 事務費:2,000千円 ※児童生徒数により積算し、教職員の給食費は含まない。 ④保護者(市町村へ補助)	R7.4	R8.3
35	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰に伴う学校給食等対策事業	①物価高騰前と同様の給食等提供ができるよう、県費負担による給食等単価の上乗せを実施。上乗せ対象は生徒のみで指導者は含まない。また、規定の保護者負担額を超過する部分について補助を行うのみであり、保護者負担を全額減免するわけではない。 ②給食等単価の上乗せ額に充当 ③過年度実績より上乗せ額を積算 自校給食102円×41,020食=4,185千円 カロリー単価上昇率29% 弁当給食66円×109,088食=7,200千円 R6年度業者実績 寄宿舎食340円×24,000日=8,160千円 カロリー単価上昇率29% 市町村給食10円×11,993食=120千円 R6年度業者実績 ※児童生徒数により積算し、教職員の給食費は含まない。 ④保護者	R7.4	R8.3
36	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	夜間定時制学校夜食提供事業(原油価格・物価高騰対策)	①物価が高騰する中、保護者の経済的負担軽減を図るため、物価高騰前と同様の給食提供ができるよう、県費負担による給食単価の上乗せを実施 ②物価高騰に伴う給食単価高騰分(教職員は除く) ③単価×提供食数(米飯90円×2,240食+米飯以外40円×3,200食) ④夜間定時制高校生徒の保護者	R7.4	R8.3
37	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等への物価高騰対策支援事業(応援金支給)(R6国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない高齢者福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②高齢者施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 168~504千円×200施設=69,846千円 ・グループホーム 84千円×240ユニット=20,160千円 ・訪問・通所系等 42千円×952事業所=39,984千円 ・居宅介護支援 42千円×257事業所=10,794千円 ・福祉用具販売・貸与 42千円×83事業所=3,486千円 ・事務費 16,795千円 ④県内の上記施設	R7.4	R8.3
38	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)(R6国補正分)	①食材料費高騰分を利用者負担に転嫁することができない入所系施設等を対象とし、高騰による影響について支援する ②高齢者福祉施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③・応援金 161,627千円(単価10,500円×対象施設の定員15,393人) ・事務費 2,416千円 ④・入所施設(特定施設、グループホーム含む) ・短期入所施設 ・多機能型施設(宿泊サービス分に限る)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
39	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設における省エネ設備の導入等に係る経費助成(原油価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果の高い設備投資を支援 ②社会福祉法人等への補助金及び交付に係る事務費 ③・補助金:2,000千円×7法人=14,000千円 ・事務費:2,580千円 ④高齢者福祉施設等を運営する社会福祉法人等	R7.4	R8.3
40	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業(R6国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない児童福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②児童養護施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 168千円×1施設,252千円×1施設,378千円×4施設 =1,932千円 ・ファミリーホーム等 84千円×3施設=252千円 ・通所系 42千円×1施設=42千円 ・里親 9千円×児童45人=405千円 ・事務費 306千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親	R7.4	R8.3
41	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への省エネ設備助成事業(原油価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格高騰による施設運営への影響を抑えるため、エネルギーコスト削減効果の高い設備の導入にかかる経費を助成する。 ②エネルギーコスト削減効果の高い設備の導入(既存設備の更新を含む)に係る経費を助成(補助率1/2 上限額:2,000千円) ③・2,000千円×2件=4,000千円 ・合計 4,000千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム	R7.4	R8.3
42	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)(R6国補正分)	①物価高騰に直面する児童養護施設等への支援として食材料費の高騰分に対して支援を実施。 ②児童養護施設等への応援金(食材料費分) ③ 10.5千円×283人=2,972千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親	R7.4	R8.3
43	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	薬局・一般公衆浴場等への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない薬局・一般公衆浴場等に対して応援金を支給する。 ②薬局・一般公衆浴場等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・薬局 42千円×340事業所=14,280千円 ・一般公衆浴場・その他公衆浴場 126千円×123施設=15,498千円 ・事務費 3,466千円 ④薬局、一般公衆浴場、その他公衆浴場	R7.4	R8.3
44	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費(物価高騰対策)	①物価高騰により影響を受ける生活困窮者等を支援するため、県内で子ども食堂を運営する団体等に対して支援を行う ②子ども食堂運営経費(食材費等) ③・事務費 41千円 ・活動支援(補助金)14,250千円 57団体×250千円(補助上限) ※うち4,764千円に交付金を充当 ④県内の子ども食堂運営者	R7.4	R8.3
45	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保護施設等への物価高騰対策支援事業(R6国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない保護施設等に対して、応援金を支給する。 ②保護施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 378千円×3施設=1,134千円 ・事務費 132千円 ④ 県内の上記施設	R7.4	R8.3
46	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保護施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)(R6国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない保護施設等に対して、応援金を支給する。 ②保護施設等への応援金(食材料費分) ③10.5千円×220人=2,310千円 ④救護施設 3施設	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
47	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等への物価高騰対策支援事業(R6国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない医療機関等へ対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②医療機関等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・病院 基準額84千円×34施設 ※ 病床数や救急告示等による加算あり 加算含めた合計192,638千円 ・有床診療所 基準額84千円×29施設 ※ 病床数による加算あり(17千円/床) 加算含めた合計7,655千円 ・無床診療所・歯科診療所 84千円×708施設=59,472千円 ・助産所、あはき・柔道整復、歯科技工所 42千円×486施設 =20,412千円 ・事務費 32,615千円 ④上記のとおり	R7.4	R8.3
48	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関などへの物価高騰対策支援事業(食材料費分)(R6国補正分)	①医療機関等への物価高騰対策として、食材料費の高騰分について支援を実施する。 ②医療機関等への応援金(食材料費分)及び支給に係る事務費 ③ ・事業費 8.8千円×許可病床数8,043人=70,779千円 ・事務費 1,611千円 ④病院・有床診療所	R7.4	R8.3
49	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策応援金(エネルギー価格・物価高騰対策)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない障がい福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じて一律単価を支給 ②障がい福祉施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③応援金 ・入所系 168~504千円×33施設=13,986千円 ・グループホーム 84千円×236棟=19,824千円 ・訪問・通所・その他 42千円×1,209施設=50,778千円 ・事務費 9,847千円 ④県内の上記施設	R7.4	R8.3
50	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設への物価高騰対策支援事業(食材料費)	①物価高騰による施設運営への影響を抑えるため、障がい福祉施設等に対し、応援金を支給 ②障がい福祉施設等への応援金(食材料費分)及び支給に係る事務費 ③事業費 10.5千円×1,381人=14,501千円 事務費 806千円 ④障害者支援施設、障害児入所施設	R7.4	R8.3
51	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業(設備整備補助金)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける社会福祉法人等に対し、エネルギーコスト削減を図るための設備投資を支援することにより、社会福祉法人等の経営を支援 ②社会福祉法人等への補助金 ③補助金:2,000千円×7法人 事務費:2,580千円 ④障がい福祉事業所を運営する社会福祉法人等	R7.4	R8.3
52	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	認可外保育施設への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない認可外保育施設に対して、応援金として一律単価を支給する。 ②認可外保育施設への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・応援金 42千円 × 44施設 = 1,848千円 ・事務費 222千円 ④認可外保育施設 44施設(ベビーシッター除く、市町村立以外)	R7.4	R8.3
53	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない保育所等に対して、応援金として一律単価を支給する。 ②保育所等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・応援金 42千円 × 258施設 = 10,836千円 ・事務費 1,255千円 ④保育所等 258施設 (市町村立以外の保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
54	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない放課後児童クラブに対して、応援金として一律単価を支給する。 ②放課後児童クラブへの応援金及び支給に係る事務費 ③ ・応援金 42千円 × 74施設 = 3,108千円 ・事務費 362千円 ④放課後児童クラブ 74施設(市町村立以外)	R7.4	R8.3
55	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策事業(飼料用米の拡大部分支援)	①エネルギー・物価高騰による資材等のコスト増加への対策として、飼料用米作付面積を前年度よりも拡大した生産者に支援を行う。また、地域の生産者へ収量向上に資する技術や品種の波及を行うことを目的とした展示圃場を設置 ②1)生産面積拡大部分支援 2)堆肥散布、追肥、防除支援3)展示圃場を設置に係る手当等 ③飼料用米の作付面積拡大に応じて支援 1)⑦支援額 R5年度実績:対象面積4,426a、平均単価2,500円/10a 計1,105千円 事業による面積拡大、単収向上効果を見込んで1,500千円を計上 ④推進事務費 飼料用米の生産者が存在した協議会:10協議会 10協議会 × 100千円 = 1,000千円 ⇒ ⑦+④ = 2,500千円 2)1,768千円 【堆肥散布】4,420a × 4,000円/10a × 1/2 × 1回 = 884,000円 【追肥・防除作業】4,420a × 2,000円/10a × 1/2 × 2(追肥、防除) = 884,000円 3)318千円(記帳手当:31,000円/件 + ぼ場借上げ料:2,900円/10a × 3) × 8件 = 317,600円 ④1)2)地域農業再生協議会、3)飼料用米栽培農業者	R7.4	R8.3
56	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校給食費緊急支援事業(米価高騰対策・補正分)	①事業目的 公立小・中学校の学校給食について、給食の質を維持して提供できるよう、主食費である米の価格上昇分を県が市町村に対し支援 ②給食の主食である米の一人あたり上昇分に充当 ③積算:小学校:34,714千円 中学校:23,911千円 ※児童生徒数により積算し、教職員の給食費は含まない。 ④対象:保護者(市町村へ補助)	R7.6	R8.3
57	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス価格高騰緊急対策事業(R7国予備費分)	①物価高騰対策支援策のため、国が直接行う都市ガス等の価格高騰対策に含まれていない、LPガス消費者を対象とした料金値引き・給付金の支給を行う。 ②LPガス消費者に対する料金値引き・給付金の支給 ③支援原資:366,900千円 事務費等一式:72,900千円 ④一般家庭等のLPガス消費者	R7.6	R8.3
58	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業特別高圧電気緊急対策事業(R7国予備費分)	①エネルギー価格高騰の影響を受け、国が直接行う電力等の価格高騰対策に含まれていない特別高圧契約で電力を利用している中小企業に対して、電気料金高騰分の一部を支援し、負担軽減を図る。 ②特別高圧電力利用者に対する電気料金高騰分の一部を支援 ③支援原資:81,000千円 ※対象見込企業のR5年度7月から9月分電気使用量 × 支援単価 ※7月、9月の支援単価1.0円/kwh 8月の支援単価1.2円/kwh ※中小企業の補助上限額:5,500千円 ※対象となるみなし大企業の補助上限額:2,500千円又は直近決算基準日(R7.3月末)での営業赤字額のいずれか小さい額④(1)特別高圧契約で電力を利用する中小企業 (2)特別高圧契約で電力を利用するみなし大企業のうち「直近決算(基準日:R7.3月末)で営業損益が赤字」の企業	R7.6	R8.3
59	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策事業(指定管理施設光熱費等高騰分)※R7補正分	①直接住民の用に供する施設について、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中でも、施設の円滑な管理・運営が継続できるよう、光熱費等の増高分、人件費の増高分等に対応。 ②直接住民の用に供する施設の光熱費、人件費、施設維持管理費等(高騰・増高相当分) ③28,315千円(指定管理料のうち施設維持管理費にR4.6からR7.5の松江市消費者物価指数(生鮮食品除き)の上昇率8.6%の2分の1相当の4%分を乗じた額) ④県内9施設	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
60	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	県産酒米確保緊急支援事業	①酒米の大幅な価格高騰の影響を受ける県内酒造メーカーの事業継続を支援。県産酒米農家の販売先及び販売量を維持・確保し、農家の安定した収益の確保や酒米の生産継続を支援。 ②県産酒造好適米の購入費支援に係る補助金 ③補助金 110,531千円 価格上昇相当分(11,800円)×購入想定数量(18,734俵)×1/2 ④県内酒造メーカー	R7.10	R8.3
61	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省力化投資等支援事業	①人手不足により事業規模を縮小している中小企業者等が行う省力化の取組を支援 ②設備投資・専門家派遣の補助金及び事務費 [補助金] ・設備投資 補助率1/3、上限1,500千円(下限200千円) ・専門家派遣 補助率1/3、上限200千円 [事務費] 11,000千円 ③[補助金]170件×1,700千円+[事務費]11,000千円 ④県内事業者	R7.10	R8.3
62	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	光熱水費高騰対策費(エネルギー価格・物価高騰対策)※R7補正分	①直接生徒が利用する県立学校及び特別支援学校について、原油価格・物価高騰の影響がある中、県民の安全や安定した施設利用できるよう対応。 ②光熱費 ③R7.7～9電気代増嵩見込み分:15,630千円 ※R6実績に基づき算出 ④県立学校及び特別支援学校	R7.10	R8.3
63	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策(指定管理施設使用料・手数料見直しに伴う対応分)	①エネルギー価格・物価高騰に対応するために使用料・手数料の見直しを行わざるを得なかった直接住民の用に供する施設について、改定に伴い必要となる施設利用者のために必要となる経費に対応。 ②HP改修・広報経費等(施設利用者のために必要となる経費に限る) ③6,118千円(必要経費の積み上げ) ④県内9施設	R7.12	R8.3
64	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ものづくり産業総合支援事業	①エネルギー価格・物価高騰によりエネルギーコスト上昇に伴う企業の生産コスト上昇に対応するため、企業のエネルギーコストを削減する取組を支援する。 ②③ ・補助金:250,000千円 補助率1/2(小規模事業者2/3) 2,500千円/件×100件=250,000千円 ・人件費(会計年度職員):7,416千円 ④県内中小製造業	R7.12	R8.3
65	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地域商業等支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受ける中、飲食、商業及びサービス業等の事業者が取り組むエネルギーコスト削減のために必要な設備導入等を支援する。 ②③ ・補助金:300,000千円 補助率1/2(コロナ資金利用者2/3) 1,000千円/件×300件=300,000千円 ・事務費:71,427千円 (事務局委託費):66,770千円 (県事務費):300千円 (会計年度職員):4,357千円 ④県内中小企業者(飲食・商業・サービス業等)	R7.12	R8.3
66	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校給食費緊急支援事業(米価高騰対策・補正分)※R6国予算充当分	①事業目的 公立小・中学校の学校給食について、給食の質を維持して提供できるよう、主食費である米の価格上昇分を県が市町村に対し支援 ②給食の主食である米価の一人あたり上昇分に充当 ③積算:小学校:34,714千円 中学校:23,911千円 ※児童生徒数により積算し、教職員の給食費は含まない。 ④対象:保護者(市町村へ補助)	R7.6	R8.3
67	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス価格高騰緊急対策事業※R6国予算充当分	①物価高騰対策支援策のため、国が直接行う都市ガス等の価格高騰対策に含まれていない、LPガス消費者を対象とした料金値引き・給付金の支給を行う。 ②LPガス消費者に対する料金値引き・給付金の支給 ③支援原資:366,900千円 事務費等一式:72,900千円 ④一般家庭等のLPガス消費者	R7.6	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
68	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業特別高圧電気緊急対策事業※R6国予算充充分	①エネルギー価格高騰の影響を受け、国が直接行う電力等の価格高騰対策に含まれていない特別高圧契約で電力を利用している中小企業に対して、電気料金高騰分の一部を支援し、負担軽減を図る。 ②特別高圧電力利用者に対する電気料金高騰分の一部を支援 ③支援原資:81,000千円 ※対象見込企業のR5年度7月から9月分電気使用量×支援単価 ※7月、9月の支援単価1.0円/kwh 8月の支援単価1.2円/kwh ※中小企業の補助上限額:5,500千円 ※対象となるみなし大企業の補助上限額:2,500千円又は直近決算 基準日:R7.3月末)での営業赤字額のいずれか小さい額 ④(1)特別高圧契約で電力を利用する中小企業 (2)特別高圧契約で電力を利用するみなし大企業のうち「直近決算(基準日:R7.3月末)で営業損益が赤字」の企業	R7.6	R8.3
69	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策事業(指定管理施設光熱費等高騰分)※R6国予算充充分	①直接住民の用に供する施設について、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中でも、施設の円滑な管理・運営が継続できるよう、光熱費等の増加分、人件費の増加分等に対応。 ②直接住民の用に供する施設の光熱費、人件費、施設維持管理費等(高騰・増高相当分) ③28,315千円(指定管理料のうち施設維持管理費にR4.6からR7.5の松江市消費者物価指数(生鮮食品除き)の上昇率8.6%の2分の1相当の4%分を乗じた額) ④県内9施設	R7.10	R8.3
70	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	県産酒米確保緊急支援事業※R6国予算充充分	①酒米の大幅な価格高騰の影響を受ける県内酒造メーカーの事業継続を支援。県産酒米農家の販売先及び販売量を維持・確保し、農家の安定した収益の確保や酒米の生産継続を支援。 ②県産酒造好適米の購入費支援に係る補助金 ③補助金 110,531千円 価格上昇相当分(11,800円)×購入想定数量(18,734俵)×1/2 ④県内酒造メーカー	R7.10	R8.3
71	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省力化投資等支援事業※R6国予算充充分	①人手不足により事業規模を縮小している中小企業者等が行う省力化の取組を支援 ②設備投資・専門家派遣の補助金及び事務費 [補助金] ・設備投資 補助率1/3、上限1,500千円(下限200千円) ・専門家派遣 補助率1/3、上限200千円 [事務費] 11,000千円 ③[補助金]170件×1,700千円+[事務費]11,000千円 ④県内事業者	R7.10	R8.3
72	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	光熱水費高騰対策費(エネルギー価格・物価高騰対策)※R6国予算充充分	①直接生徒が利用する県立学校及び特別支援学校について、原油価格・物価高騰の影響がある中、県民の安全や安定した施設利用できるよう対応。 ②光熱費 ③R7.7~9電気代増高見込み分:15,630千円 ※R6実績に基づき算出 ④県立学校及び特別支援学校	R7.10	R8.3
73	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	大阪学生会館エネルギーコスト削減対策事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、学生(保護者)の負担軽減のほか、機能向上による施設利用者の利便性を向上させるため、エネルギーコスト削減に資するための施設改修、機器等の更新に対して補助を行う。 ②エネルギーコスト削減に資するための施設改修や機器等の更新 ③補助金 24,578千円 ④公益財団法人 島根県育英会	R8.3	R8.4以降
74	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立大学法人島根県立大学エネルギーコスト削減対策事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、学生の学習環境の確保及び保護者負担の軽減のほか、機能向上による施設利用者の利便性を向上させるため、エネルギーコスト削減に資するための施設改修、機器等の更新に対して補助を行う。 ②エネルギーコスト削減に資するための施設改修や機器等の更新 ③補助金 124,015千円 ④公立大学法人島根県立大学	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
75	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策事業(エネルギーコスト削減対策事業)(R7.2補分)	①直接住民の用に供する施設について、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中、利用料の引上げ等の県民への負担増を抑制するほか、機能向上による施設利用者の利便性を向上させるため、照明のLED化等のエネルギーコスト削減に資するための施設改修、機器等の更新を実施 ②直接住民の用に供する施設の照明のLED化等省エネの取組に係る経費 ③工事費等674,489千円 ④県民利用4施設、公立学校等	R8.3	R8.4以降
76	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校等エネルギーコスト削減支援事業	①生徒の学習環境の確保及び保護者負担の軽減のため、エネルギーコスト削減に資するための施設改修、機器等の更新に対して補助を行う。 ②エネルギーコスト削減に資するための施設改修や機器等の更新 ③補助金 164,000千円(幼稚園5園、中学校3校、高等学校10校、専修学校11校) ④県内の学校法人・個人立幼稚園、学校法人立中学校、学校法人立高等学校及び学校法人立専修学校	R8.3	R8.4以降
77	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業省エネ機器等導入緊急支援事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、省エネ・省コストにつながる農業機械・設備や、肥料低減に繋がる有機農業機械等の導入を推進する ②省エネルギー、省コストにつながる農業機械等の導入に係る補助金 ③補助金 179,000千円 ④県内認定農業者	R8.3	R8.4以降
78	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	ハウス等整備事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①直近の園芸用ハウス等の高騰は、従来の国+県事業による支援だけでは生産者の負担が依然として大きいため、県の補助率を見直し、一層の生産者負担の軽減を図る ②国庫事業を活用した園芸用ハウスの整備における国庫補助対象外の施工費部分への追加支援に係わる補助金 ③ハウス12棟、資材費1/4・施工費1/2を補助 補助金76,649千円 ④認定新規就農者、認定農業者、集落営農法人、広域連携組織 担い手が整備する園芸用ハウス	R8.3	R8.4以降
79	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業(R7国補正分)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、県内の林業事業者、苗木生産者、木材流通加工業者等が取り組む、省エネルギー・省コストにつながる機器の導入を支援する。 ②経営コストの削減等に寄与する省エネルギー・省コスト機器等の導入経費支援 ③補助率1/2、上限15,000千円(タワーヤーダ及びビッチャーは上限30,000千円) 原木生産・再造林【52,000千円】 ・原木生産機器、再造林機器 104,000千円×1/2 苗木生産【8,000千円】 ・コンテナ苗木生産資材 16,000千円×1/2 木材流通加工【55,000千円】 ・木材流通加工施設 110,000千円×1/2 木質バイオマス【60,000千円】 ・木質バイオマス利用促進施設 120,000千円×1/2 ④林業事業者、林業公社、苗木生産者、木材流通加工業者	R8.3	R8.4以降
80	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水田園芸拠点づくり事業(ハウス等整備支援・エネルギー価格・物価高騰対策)	①直近の園芸用ハウス等の高騰は、従来の国+県事業による支援だけでは生産者の負担が依然として大きいため、県の補助率を見直し、一層の生産者負担の軽減を図る ②国庫事業を活用した園芸用ハウスの整備における国庫補助対象外の施工費部分への追加支援に係わる補助金 ③ハウス2棟、資材費1/4・施工費1/2を補助 補助金16,500千円 ④水田園芸拠点づくり計画に位置づけられた者が整備する園芸用ハウス(ミニトマト、アスパラガス)	R8.3	R8.4以降
81	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家臨時経営支援事業(R7国補正分)	①令和7年度第3四半期まで予算措置した配合飼料価格高騰に対する補てん金の交付について、当初の想定を超えて円安が進行しており、第4四半期も発動する見込みとなったため、支援期間を延長し、畜産経営の継続と経営改善に取り組む畜産農家への支援を行う。 ②配合飼料の実質農家負担額が7万円(令和5年実質農家負担額相当)になるよう、配合飼料の利用量に応じて補てん金を交付 ③補助率定額:80,343千円 ④酪農、和牛繁殖、養鶏農家	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
82	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産業省エネ・省コスト機器等導入支援事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、省エネ・省コストに資する機器等の導入を支援することで、漁業経営の体質強化を図る。 ②省エネ・省コスト機器等と漁具等の取得 ③2,500千円×60件=150,000千円 ④認定漁業者、認定新規漁業者、法人、任意団体等	R8.3	R8.4以降
83	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	ICT活用工事加速化事業(R7補正分)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、県内建設産業事業者が取り組む、生産性向上につながる機器等の導入を支援する。 ②生産性向上に寄与するICT機器等の導入経費支援 ③補助率1/3、上限【機器等】1,000千円【建機】5,000千円【建機レンタル】500千円 機器等 3,000千円×1/3×35件=35,000千円 建機 15,000千円×1/3×12件=60,000千円 建機レンタル 1,500千円×1/3×10件=5,000千円 ④建設産業事業者	R8.3	R8.4以降
84	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(R7国補正分)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、県内製造業者の生産プロセス変革・拡大や新事業構築のために必要な設備投資を支援 ②生産プロセスの変革・拡大や新事業構築による収益確保のために必要な設備投資等 ③・補助金:420,000千円 補助率1/2(小規模事業者2/3) ・人件費(会計年度職員):3,709千円 ・事務費(派遣職員):4,000千円 ④県内中小製造業	R8.3	R8.4以降
85	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	ものづくりアドバイザー派遣事業(伴走支援)(物価高騰)	①エネルギー価格・物価高騰に起因する大手メーカーの生産調整の影響を大きく受ける事業者を対象に、外部専門家による伴走支援を実施し、抜本的な経営方針の見直しを支援 ②外部専門家の派遣に係る経費(報償費、旅費) ③報償費14,784千円、旅費3,840千円 ④県内中小製造業	R8.3	R8.4以降
86	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	エネルギーコスト削減対策緊急支援事業(R7国補正分)	①原油・物価高騰によりエネルギーコスト上昇に伴う企業の生産コスト上昇に対応するため、企業のエネルギーコストを削減する取組を支援する。 ②省エネルギー・省電力に資する設備等の導入費 ③・補助金:750,000千円 補助率1/2(小規模事業者2/3) ・人件費(会計年度職員):5,564千円 ④県内中小製造業	R8.3	R8.4以降
87	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小製造業の賃上げに向けた技術力強化支援事業	①エネルギー価格・物価高騰による県内製造業者の生産コスト増加に対応するため、技術力や品質管理能力の向上、新製品開発や生産プロセス変革の推進を支援する取組として、事業者が利用する産業技術センターの依頼試験や機器開放等の支援メニューを今後求められる技術レベルに整備し、付加価値や生産性の向上を通じた賃上げ可能な経営基盤の強化を支援する。 ②備品購入費 ③・X線光電子分光分析装置 151,000千円 ・産業用マイクロX線CT装置 99,000千円 ・液体クロマトグラフ精密質量分析システム 68,000千円 ・卓上電子顕微鏡 7,000千円 ・ICP発光分光分析装置 30,000千円 ・プラズマ粒子合成装置 65,000千円 計 420,000千円 ④県内中小製造業	R8.3	R8.4以降
88	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	食品輸出展開支援事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響により、経営環境が厳しさを増す食品等製造事業者においては、海外販路の拡大による収益力向上が喫緊の課題であることから、輸出先国等の基準に対応する施設・設備整備を支援 ②製造・加工、流通などの施設の新設や改修、機器などの導入及び整備に係る費用及び経費 ③補助金:60,000千円(上限20,000千円、下限1,000千円) 補助率:1/2 ④県内に主たる事業所または工場を有する、食品製造・食品流通・中間加工事業者	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
89	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業(物価高騰)	①原油価格・物価高騰の影響を受ける中、飲食、商業及びサービス業の事業者が取り組む新事業の展開による収益確保のために必要な設備投資等を支援。 ②設備導入費、設備に関連する備品費、施設改修費等 補助率:1/2(コロナ資金利用者2/3)、上限:4,000千円 ③補助金額 150,000千円(事務費含) ④県内中小企業 飲食・商業・サービス事業者	R8.3	R8.4以降
90	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業(R7国補正分)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける中、飲食、商業及びサービス業等の事業者が取り組むエネルギーコスト削減のために必要な設備導入等を支援。 ②省エネルギー・省電力に資する設備等の導入費 補助率:1/2(コロナ資金利用者2/3)、上限3,000千円 ③ ・補助金:1,175,000千円 (1,250千円×940件=1,175,000千円) ・事務費:159,877千円 (事務局委託費:146,770千円、人件費:9,807千円、その他経費:3,300千円) ④県内中小企業者(飲食・商業・サービス業等)	R7.12	R8.4以降
91	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	産業教育設備整備事業	①県立専門高校において、産業の各分野の即戦力となる専門的な職業人を育成するために導入している実習設備について、エネルギー価格高騰の影響がある中、電力効率の悪い老朽化設備をエネルギーコスト削減に資する設備へ更新等整備することで学校運営にかかる光熱費の削減につなげる。 ②専門高校の既存実習設備の更新 ③工業:47,404千円 商業:4,380千円 農林:15,800千円 水産:7,800千円 ④県立専門高校	R8.3	R8.4以降
92	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等への物価高騰対策支援事業(応援金支給)(R7国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない高齢者福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②高齢者施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 224~672千円×203施設=94,640千円 ・グループホーム 112千円×235ユニット=26,320千円 ・訪問・通所系等 56千円×908事業所=50,848千円 ・居宅介護支援 56千円×229事業所=12,824千円 ・福祉用具販売・貸与 56千円×75事業所=4,200千円 ・事務費 16,600千円 ④県内の上記施設	R8.3	R8.4以降
93	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)(R7国補正分)	①食材料費高騰分を利用者負担に転嫁することができない入所系施設等を対象とし、高騰による影響について支援する。 ②高齢者福祉施設等への応援金 ③応援金 70,470千円(単価18,000円×対象施設の定員3,915人) 事務費 1,934千円 ④県内の入所系施設	R8.3	R8.4以降
94	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設における省エネ設備の導入等に係る経費助成	①エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果の高い設備投資を支援する。 ②社会福祉法人等への補助金及び交付に係る事務費 ③補助金:1,800千円×66法人=118,800千円 事務費:1,000千円 ④高齢者福祉施設等を運営する社会福祉法人等	R8.3	R8.4以降
95	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業(R7国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない児童福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②児童養護施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 224千円×1施設+336千円×2施設+504千円×3施設 =2,408千円 ・ファミリーホーム等 112千円×3施設=336千円 ・通所系 56千円×1施設=56千円 ・里親 12千円×児童38人=456千円 ・事務費 286千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
96	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への省エネ設備助成事業	①エネルギー価格高騰による施設運営への影響を抑えるため、エネルギーコスト削減効果の高い設備の導入にかかる経費を助成する。 ②エネルギーコスト削減効果の高い設備の導入(既存設備の更新を含む)に係る経費を助成(補助率1/2 上限額:3,000千円) ③・1,800千円×4件=7,200千円 ・合計 7,200千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム	R8.3	R8.4以降
97	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)(R7国補正分)	①物価高騰に直面する児童養護施設等への支援として食材料費の高騰分に対して支援を実施。 ②児童養護施設等への応援金(食材料費分) ③18千円×268人=4,824千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親	R8.3	R8.4以降
98	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	薬局・一般公衆浴場への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない薬局・一般公衆浴場等に対して、施設・事業所の種別・規模等に応じて応援金を支給する。 ②薬局・一般公衆浴場等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・薬局 56千円×334事業所=18,704千円 ・一般公衆浴場・その他公衆浴場 168千円×116施設=19,488千円 ・事務費 3,357千円 ④薬局、一般公衆浴場、その他公衆浴場	R8.3	R8.4以降
99	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	低所得者世帯支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得者世帯に対し、応援金を支給する市町村に補助金を交付することにより、低所得者世帯を支援。 ②市町村への補助金(低所得者世帯への応援金及び支給に係る事務費) ③積算内容 ・応援金:30千円×71,291世帯=2,138,730千円 ・事務費:2.5千円×71,291世帯=178,228千円 (合計)2,316,958千円 ④住民税非課税世帯(支給は実施主体である市町村より実施)	R8.3	R8.4以降
100	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	保護施設等における省エネ対策支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果の高い設備投資を支援 ②社会福祉法人等への補助金 ③補助金:1,800千円×3法人=5,400千円 ④救護施設を運営する社会福祉法人等	R8.3	R8.4以降
101	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保護施設等への物価高騰対策支援事業(R7国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない保護施設等に対して、応援金を支給する。 ②保護施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 504千円×3施設=1,512千円 ・事務費 133千円 ④救護施設 3施設	R8.3	R8.4以降
102	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保護施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)(R7国補正分)	①物価高騰による食材料費の増加分を利用料に転嫁できない保護施設等に対して、応援金として支給する。 ②保護施設等への応援金(食材料費分) ③18千円×220人=3,960千円 ④救護施設 3施設	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
103	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等への物価高騰対策支援事業(R7国補正分)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない医療機関等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②医療機関等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・病院 基準額112千円×34施設 ※ 病床数や救急告示等による加算あり 加算含めた合計257,408千円 ・有床診療所 基準額112千円×27施設 ※ 病床数による加算あり(23千円/床) 加算含めた合計9,464千円 ・無床診療所・歯科診療所 112千円×701施設=78,512千円 ・助産所、あはき・柔道整復、歯科技工所 56千円×536施設 =30,016千円 ・事務費 33,001千円 ④上記のとおり	R8.3	R8.4以降
104	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関などへの物価高騰対策支援事業(食材料費分)(RR7国補正分)	①医療機関等への物価高騰対策として、食材料費の高騰分について支援を実施する。 ②医療機関等への応援金(食材料費分)及び支給に係る事務費 ③ ・事業費 14.4千円×許可病床数7,887人=113,573千円 ・事務費 1,934千円 ④病院・有床診療所	R8.3	R8.4以降
105	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業(サービス継続事業)	①物価上昇の影響がある中でも、必要なサービスが円滑に継続できるよう、将来的に必要な設備・備品の購入等を支援 ②障がい福祉施設等への補助金及び支給に係る事務費 ③事業費 ・入所施設 6千円×3,246人=19,476千円 ・訪問系 300千円×270事業所=81,000千円 ・通所系 200~400千円×270事業所=73,700千円 ・その他 200千円×717事業所=143,400千円 事務費 3,868千円 ④障がい福祉施設等	R8.3	R8.4以降
106	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業(省エネ設備補助金)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける社会福祉法人等に対し、エネルギーコスト削減を図るための設備投資を支援することにより、社会福祉法人等の経営を支援 ②社会福祉法人等への補助金 ③補助金:1,800千円×35法人 事務費:1,000千円 ④障がい福祉事業所を運営する社会福祉法人等	R8.3	R8.4以降
107	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業(光熱費支援)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない障がい福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じて一律単価を支給 ②障がい福祉施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③応援金 ・入所系 224~672千円×31施設=17,304千円 ・グループホーム 112千円×229棟=25,648千円 ・訪問・通所・その他 56千円×1,220施設=68,320千円 ・事務費 9,782千円 ④県内の上記施設	R8.3	R8.4以降
108	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費支援)	①物価高騰による施設運営への影響を抑えるため、障がい福祉施設等に対し、応援金を支給 ②障がい福祉施設等への応援金(食材料費分)及び支給に係る事務費 ③事業費 18千円×1,346人=24,228千円 事務費 967千円 ④障害者支援施設、障害児入所施設	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
109	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等・放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業	<p>①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない保育所等・認可外保育施設・放課後児童クラブに対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。</p> <p>②保育所等・認可外保育施設・放課後児童クラブへの応援金及び支給に係る事務費</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援金 ・ 保育所等 56千円 × 249施設 = 13,944千円 ・ 認可外保育施設 56千円 × 40施設 = 2,240千円 ・ 放課後児童クラブ 56千円 × 85施設 = 4,760千円 ・ 事務費 1,841千円 <p>④事業の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等 249施設 (市町村立以外の保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育) ・ 認可外保育施設 40施設(ベビーシッター除く、市町村立以外) ・ 放課後児童クラブ 85施設(市町村立以外) 	R8.3	R8.4以降
110	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策事業(エネルギーコスト削減対策事業)(R7当初分)	<p>①直接住民の用に供する施設について、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中、利用料の引上げ等の県民への負担増を抑制するほか、機能向上による施設利用者の利便性を向上させるため、照明のLED化等のエネルギーコスト削減に資するための施設改修、機器等の更新を実施</p> <p>②直接住民の用に供する施設の照明のLED化等省エネの取組に係る経費</p> <p>③工事費等400,978千円</p> <p>④県民利用8施設、公立学校等</p>	R7.4	R8.3
111	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	アユ種苗生産技術高度化事業(物価高騰対策)	<p>①近年の猛暑の影響に対応したアユ種苗生産技術の高度化による効率かつ安定した種苗生産体制の確立及びコストの削減により、物価高騰による種苗単価への価格転嫁を防ぐ。</p> <p>②種苗生産体制の確立及びコストの削減に係る委託費</p> <p>③委託費 16,869千円</p> <p>④江川漁業協同組合</p>	R8.3	R8.4以降
112	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	低所得者世帯への端末整備支援事業費	<p>①一人一台端末の整備において、経済的負担が大きい低所得者世帯(生活保護世帯・個人住民税所得割額非課税世帯)に対する費用負担軽減等のための取組を行う私立高等学校へ補助を行う。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者世帯の生徒に対する貸出用端末を学校が整備する経費(貸出用端末整備事業) ・ 低所得者世帯の生徒の端末購入費用を1/2以上軽減した場合における、学校が軽減した経費(保護者負担軽減事業) <p>③補助金 3,420千円 (貸出用端末整備事業: 5人 × 38,000円、保護者負担軽減事業: 85人 × 38,000円)</p> <p>④県内の私立高等学校</p>	R7.4	R8.3
113	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業技術センター試験研究機器整備(エネルギー価格・物価高騰対策)	<p>①物価高騰等により収益性が低下する中、高温耐性に優れた水稲新品種の栽培技術を確立するために必要な機器等を整備し、生産者の生産性・収益性の改善を図る</p> <p>②高温耐性に優れた水稲新品種の栽培技術確立に必要な機器整備経費</p> <p>③水稲高温耐性品種用コンバイン、乾燥機、発芽試験設備等 27,588千円</p> <p>④農業技術センター</p>	R8.3	R8.4以降
114	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産技術センター研究機器整備(エネルギー価格・物価高騰対策)	<p>①物価高騰等により収益性が低下する中、高能力受精卵を効率的に生産者へ供給する体制を整備することにより、全国の品評会で好成績をおさめたしまね和牛の増頭や生産者の所得向上を図る</p> <p>②動物用超音波画像診断装置の購入費用</p> <p>③備品購入費: 3,600千円</p> <p>④島根県畜産技術センター</p>	R8.3	R8.4以降
115	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	中山間地域の活性化に関する試験研究推進事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	<p>①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、製材工場がJAS認証を取得・維持するために必要な公的試験機関での比較試験や、新商品開発に取組む県内事業者からの依頼試験へのニーズに対応</p> <p>②最新の製材品強度試験設備の導入</p> <p>③実大製材品強度試験機: 14,598千円 材料強度試験機: 28,500千円 恒温恒湿空調設備: 4,565千円</p> <p>④中山間地域研究センター</p>	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
116	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	スマート漁業技術の現場実装事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①購入した海洋観測機器を漁業者に貸与し、漁業者協力のもとデータを収集する。そのデータに基づき漁場環境情報を予測し、漁業者に提供する。漁業者はその予測を用いて、漁獲対象とする魚類の多い漁場に短時間で向かうことができることから、エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、操業の効率化が図られ、漁獲量の向上や燃油削減などの効果が期待できる。 ②データ収集機器の購入 ③564,300円×10台=5,643千円 ④水産技術センター	R8.3	R8.4以降
117	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	種苗生産施設整備事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①種苗生産における水質管理のための機器であるポイラー、チラー、プロアを整備することにより、種苗生産時の水質が安定し、健苗性の高い種苗を生産することができる。良好な飼育環境下で育成した健苗性の高い種苗は、生残率や成長が良好であるため、エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける漁業者や養殖業者による効率的な操業や養殖が期待できる。 イワガキ親貝及び種苗を海面で飼育するための施設を整備することにより、成長がよく生残率が高い等、健苗性の高い種苗を養殖業者に供給することができる。そのため、生産量の増加や養殖期間の短縮に伴い、資材等の使用量が削減でき、物価高騰の影響を受ける養殖業者の所得向上が期待できる。 ②種苗生産体制を整備するための施設、機器 ③ポイラー:12,000千円、チラー:10,000千円、プロア:1,500千円、海面施設:35,000千円 ④栽培漁業センター	R8.3	R8.4以降
118	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水田活用基盤維持緊急対策事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、堆肥と飼料を広域流通させ相互に取引する新たな耕畜連携モデルを育成するため、水田飼料の反収向上への取組や体制構築に必要な施設機械整備等の導入支援を行うことにより耕種農家及び畜産農家の経営安定を図る。 ②耕畜連携に必要な機械・施設等整備や水田飼料の反収向上への取組を支援 ③体制構築に必要な施設機械整備等の掛かり増し経費の支援 40,000千円(補助率:1/4(国事業活用)、1/3(国事業非活用)) 耕畜連携の拡大支援に係る掛かり増し経費の支援 20,000千円(補助率:定額2千円/t) ④市町村、JA、農業公社、農作業受託組織、農業法人、地域農業再生協議会	R8.3	R8.4以降
119	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業特別高圧電気緊急対策事業(R7.11補正分)	①エネルギー価格高騰の影響を受け、国が直接行う電力等の価格高騰対策に含まれていない特別高圧契約で電力を利用している中小企業に対して、電気料金高騰分の一部を支援し、負担軽減を図る。 ②特別高圧電力利用者に対する電気料金高騰分の一部を支援 ③2.3円/kwh×電力使用量(R8.1、2月) 0.8円/kwh×電力使用量(R8.3月) ※中小企業の補助上限額:9,000千円 ※対象となるみなし大企業の補助上限額:3,500千円又は直近決算(基準日:R7.3月末)における営業赤字額から2,500千円を除いた額のいずれか小さい額 ※対象見込企業のR7.1~3月の電気使用量をもとに集計 ④(1)特別高圧契約で電力を利用する中小企業 (2)特別高圧契約で電力を利用するみなし大企業のうち、「直近決算(基準日:R7.3月末)で営業損益が赤字」の企業	R7.12	R8.4以降
121	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ものづくり産業脱炭素化促進事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰の影響がある状況下においても脱炭素化の動きに県内企業が的確に対応できるよう、県内企業の脱炭素化に向けた取組を支援 ②機器整備等 補助率1/2 ③補助金 56,000千円 ④県内中小製造業	R7.4	R8.3
122	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	デジタル導入加速化補助金(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける県内企業が生産性向上や売上拡大に向けてデジタル技術を導入する場合の経費の一部を支援 ②機器整備、システム構築、運用経費等 補助率:1/3 上限1,500千円 ③補助金:47,300千円(うち2,203千円は対象外) 事務費:3,461千円(対象外) ④県内中小企業および中小企業共同組合	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
123	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	デジタル導入モデル支援補助金(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける県内企業が、諸経費上昇に耐える企業体質を構築するために、デジタル技術を導入して生産性向上や付加価値の高い新たなサービス開発をする場合の経費の一部を支援 ②機器整備、システム構築、運用経費等 補助率:1/3 上限4,000千円 ③補助金:34,800千円(うち3,480千円は対象外) ④県内中小企業	R7.4	R8.3
124	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス価格高騰緊急対策事業(R6.11補分)	①物価高騰対策支援策のため、国が直接行う都市ガス等の価格高騰対策に含まれていない、LPガス消費者を対象とした料金値引き・給付金の支給を行う。(No.126と同一事業) ②③支援原資:312,600千円 事務費等一式:87,900千円 (内訳)販売店への協力金、委託費 72,900千円 広告費 15,000千円 合計:400,500千円 ④一般家庭等のLPガス消費者	R7.4	R8.3
125	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業特別高圧電気緊急対策事業(R6.11補正分)	①エネルギー価格高騰の影響を受け、国が直接行う電力等の価格高騰対策に含まれていない特別高圧契約で電力を利用している中小企業に対して、電気料金高騰分の一部を支援し、負担軽減を図る。 ②③2.0円/kWh×電力使用量(R6.8月～9月) 1.3円/kWh×電力使用量(R6.10月、R7.1月～2月) 0.7円/kWh×電力使用量(R7.3月) ※中小企業の補助上限額14,000千円 ※対象となるみなし大企業の補助上限額:6,000千円又は直近決算(基準日:R6.9月末)での営業赤字額のいずれか小さい額 ※対象見込企業の昨年度の年間電気使用量をもとに推計 合計:152,000千円 ④(1)特別高圧契約で電力を利用する県内中小企業 (2)特別高圧契約で電力を利用するみなし大企業のうち「直近決算(基準日:R6.9月末)で営業損益が赤字」の企業	R7.4	R8.3
126	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス価格高騰緊急対策事業(R7.11補正分)	①物価高騰対策支援策のため、国が直接行う都市ガス等の価格高騰対策に含まれていない、LPガス消費者を対象とした料金値引き・給付金の支給を行う。 ②③支援原資:370,900千円 事務費等一式:72,900千円 ④一般家庭等のLPガス消費者	R7.12	R8.4以降
127	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギーコスト削減対策緊急支援事業(R7.11補正分)	①エネルギー価格・物価高騰によりエネルギーコスト上昇に伴う企業の生産コスト上昇に対応するため、企業のエネルギーコストを削減する取組を支援する。 ②③ ・補助金:250,000千円 補助率1/2(小規模事業者2/3) 2,500千円/件×100件=250,000千円 ・人件費(会計年度職員):7,416千円 ④県内中小製造業	R7.12	R8.4以降
128	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	端末購入補助事業	①R4年度の高校の新学習指導要領開始を受け、子ども達の力を最大限引き出すための個別最適な学習の推進のため、エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける低所得者世帯の生徒一人一台端末の整備を進める。 ②端末購入費 ③(A)端末購入補助(R7入学生) 115,014千円(@76千円×1/3×4,540名) (B)低所得者向け貸出用端末整備事業(R8年度入学生) 29,160千円(@81千円×360名) ④(A)R7年度入学生 (B)R8年度入学生のうち、低所得者世帯(生活保護受給世帯等)	R7.4	R8.3
129	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ICT活用工事加速化事業(R7当初分)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、県内建設産業事業者が取り組む、生産性向上につながる機器等の導入を支援する。 ②生産性向上に寄与するICT機器等の導入経費支援 ③補助率1/3、上限【機器等】1,000千円【建機】5,000千円【建機レンタル】500千円 機器等 3,000千円×1/3×19件=19,000千円 建機 15,000千円×1/3×8件=40,000千円 建機レンタル 1,500千円×1/3×2件=1,000千円 ④建設産業事業者	R7.4	R8.3